

企業局建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）第113条の2第2項の規定に基づき、宮崎県建設工事等電子入札システムにより電子入札を行う場合のほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）とは、建設工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務、除草及び清掃業務等委託において、入札に係る手続のうち、入札案件の登録から入札、落札者の決定までの一連の事務をコンピュータ及びインターネットを使用して処理する電子情報処理組織をいう。

(入札の公告)

第3条 会計規程109条の規定による入札の公告は、条件付一般競争入札においては、企業局条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日局長決裁。以下「条件付要領」という。）第10の規定により、一般競争入札においては、一般競争入札実施要領（平成15年9月1日局長決裁。以下「一般要領」という。）第5の規定により行うものとする。

(指名入札通知)

第4条 契約担当者は、会計規程第124条の規定する入札者への通知（以下「指名通知」という。）については、電子入札システムにより指名競争入札通知書（別記様式第1号）を通知して行うものとする。

2 契約担当者は、電子入札システムにより指名通知を行うことが困難な場合には、書面によることができる。

(入札心得)

第5条 第3条に規定する入札の公告又は前条に規定する指名通知を行ったときは、契約担当者は、電子入札において守らなければならない事項について、宮崎県公共事業情報サービスに掲載する宮崎県企業局建設工事等電子入札心得（別紙1）を入札参加者に確認させるものとする。

(入札説明書等の閲覧等)

第6条 入札説明書等の閲覧等は、条件付一般競争入札においては条件付要領第11の規定により、一般競争入札においては一般要領第6の規定により行うものとする。

2 指名競争入札においては、契約担当者が宮崎県公共事業情報サービスを使用して、当該指名した者に設計図書を閲覧又はダウンロードさせるものとする。その際、宮崎県公共事業情報サービスを使用して設計図書を閲覧又はダウンロードさせること

が困難な場合、当該設計図書の全部又は一部を紙媒体により閲覧又は貸出ができることとし、指名通知に設計図書の閲覧及び貸出の期間及び方法を記載するものとする。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

第7条 入札説明書等に関する質問及び回答は、条件付一般競争入札においては条件付要領第12の規定により、一般競争入札においては一般要領第7の規定により行うものとする。

(入札参加届出)

第8条 一般競争入札又は設計・施工一括発注方式による条件付一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)(別記様式第2号)を提出するものとする。

2 契約担当者は、前項に規定する入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)が提出された場合、電子入札システムにより入札参加届出書受付書(入札参加資格確認申請書受付通知書)(別記様式第3号)を送付するものとする。

3 契約担当者は、第1項の入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)を提出した者の入札参加資格を確認した場合、電子入札システムにより入札参加届出書受理通知書(入札参加資格確認結果通知書)(別記様式第4号)を送付するものとする。

4 契約担当者は、一般競争入札又は設計・施工一括方式による条件付一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定にかかわらず、入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)に代えて、一般要領第8第2項に規定する入札参加資格確認申請書を書面により提出させることができる。

(1) 一般競争入札において、入札に参加しようとする者が入札書を書面により提出すること(以下「紙入札」という。)を希望する場合

(2) コンピュータ若しくはインターネットの不具合又はICカードの破損等により電子入札の続行が困難である場合

(3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(予定価格等の登録)

第9条 契約担当者は、開札の前に、会計規程第111条に規定する予定価格調書を開封して電子入札システムに登録するものとする。

(入札書)

第10条 会計規程第113条の2第1項に規定する指定のファイルは入札書(別記様式第5号)とし、入札参加者が電子入札システムにより企業局のコンピュータに備えられた入札書に入札金額その他所定の情報を登録することにより、入札書が提出されたものとする。

2 入札書の提出期間は、第3条に規定する公告又は第4条に規定する通知により契約担当者があらかじめ指定した期間(以下「提出期限」という。)とする。

3 入札書の提出時点は、第1項に規定する登録がなされた時点とする。

4 契約担当者は、第1項の規定による登録がなされたときは、電子入札システムにより入札書受付確認通知書(別記様式第6号)を送付するとともに、入札書の提出

期限後に電子入札システムにより入札書受付締切通知書（別記様式第7号）を送付するものとする。

5 第3項の規定は、申請、届出その他の提出時点について準用する。

（工事費内訳書）

第11条 契約担当者は、工事費内訳書取扱要領（平成16年10月26日局長決裁）第2に規定する対象工事について電子入札を実施する場合、前条に規定する入札書の登録を行う際に電子入札システムにより工事費内訳書を提出させるものとする。

（書面による入札）

第12条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札を承認することができる。この場合の入札手続については、会計規程第113条に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(1) 一般競争入札において、入札に参加しようとする者が紙入札を希望する場合

(2) コンピュータ又はインターネットの不具合、ICカードの破損等により電子入札の続行が困難である場合

(3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 紙入札における入札書の提出期限は、第10条第2項に規定する電子入札システムにおける提出期限と同一とする。

3 紙入札を行う場合、第11条に規定する工事費内訳書についても書面により作成し、入札書とともに提出するものとする。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者は、入札書を提出する前は、当該入札をいつでも辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届（別記様式第8号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、書面による辞退届（別記様式第8号の2。以下「書面届」という。）を提出させることができる。

3 契約担当者は、前項に規定する辞退届が提出されたときは、電子入札システムにより辞退届受付確認通知書（別記様式第9号）を送付するものとする。

4 第10条第2項に規定する提出期限までに同条第1項に規定する入札書の提出が確認できない場合は、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなす。

5 契約担当者は、入札参加者のうち入札書を提出した後に当該入札の参加資格を失った者について、電子入札システムに入札無効の登録をするものとする。

（現場説明会）

第14条 特に必要がある場合を除き、現場説明会は行わないものとする。

（開札）

第15条 契約担当者は、第12条の規定により紙入札を承認した入札参加者がある場合には、提出期限後に当該書面による入札書に記載された入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 契約担当者は、開札時に入札参加者が立ち会わない場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 契約担当者は、次の各号に掲げる価格のいずれかを設定したときは、開札の前に電子入札システムに登録するものとする。
 - (1) 企業局最低制限価格制度事務取扱要領（平成 30 年 4 月 1 日定め）に定める最低制限価格
 - (2) 宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（平成 10 年 7 月 22 日局長決裁。以下「低入札価格調査要領」という。）第 2 条の規定による調査基準価格及び第 3 条の規定による失格基準価格

（入札の執行取消）

- 第 16 条 契約担当者は、入札書締切前に入札の執行を取り消す場合は、中止通知書（別記様式第 10-1 号）を、電子入札システムにより次に掲げる者（この条において「入札参加者」という。）に送付するものとする。
- (1) 一般競争入札又は設計・施工一括発注方式による条件付一般競争入札にあつては、入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を提出した者
 - (2) 前号以外の条件付一般競争入札にあつては、入札書を提出した者
 - (3) 指名競争入札にあつては、指名競争入札通知書を受けた者
- 2 契約担当者は、入札書締切後に入札の執行を取り消す場合は、入札（見積合わせ）執行取消通知書（別記様式第 10-2 号）を、電子入札システムにより入札参加者に送付するものとする。

（再度の入札）

- 第 17 条 契約担当者は、予定価格を入札前に公表しない場合において、開札の結果、落札候補者又は落札者となるべき者がいなかったときは、再度の入札を行うものとする。
- 2 再度の入札の実施にあつては、電子入札システムにより再度入札通知書（別記様式第 11 号）を送付し、入札参加者に再入札書（別記様式第 12 号）を提出させるものとする。
 - 3 再度の入札の回数は、1 回とする。
 - 4 契約担当者は、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効又は失格となった者並びに低入札価格調査を受けることを辞退した者を再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

（落札）

- 第 18 条 契約担当者は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより落札決定通知書（別記様式第 13 号）を送付するものとする。
- 2 契約担当者は、落札者の決定を保留する場合（条件付一般競争入札において資格確認のために決定を保留する場合を除く。）、電子入札システムにより落札決定保留通知書（別記様式第 14 号）を送付するものとする。

(最低額の同額の取扱い)

第 19 条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 9（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定するくじを電子入札システムにより行うものとする。

- 2 前項に規定する電子入札システムによるくじ引きが困難な場合には、契約担当者が指定する場所及び日時において、電子入札システム以外の方法によりくじを行うものとする。

(開札承認登録)

第 20 条 契約担当者は、開札承認結果（別記様式第 15 号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の規定による開札承認結果は、会計規程第 47 条第 1 項の規定による支出負担行為に必要な入札書とみなす。

(低入札価格調査)

第 21 条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する入札について、調査対象者（失格基準価格による失格となるもの者を除く調査基準価格を下回る価格による入札を行った者をいう。）がいる場合には、電子入札システムにより入札参加者に対して当該入札が保留となった旨を落札決定保留通知書により通知し、調査対象者に対して低入札価格調査書類提出依頼書（別記様式第 16 号）により提出させるものとする。

- 2 入札参加者は、電子入札システムで入札書を提出する際には、調査対象者となった場合に調査を受けるか否かについて、電子入札システム上でその意思を表示するものとする。

(入札の効力)

第 22 条 契約担当者は、会計規程第 115 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

- (1) 第 12 条の規定によることなく紙入札をした入札
- (2) 同一の案件において電子入札と紙入札の双方を行った入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

(随意契約における準用)

第 23 条 契約担当者は、随意契約をしようとする場合において見積書提出の相手方を選定したときは、当該相手方に対して電子入札システムにより見積依頼書（別記様式第 16 号）を送付するものとする。

- 2 契約担当者は、電子入札システムにより見積依頼書を送付することが困難である場合には、見積依頼書を書面により送付することができる。
- 3 契約担当者は、当該見積合わせにおいて守らなければならない事項について、宮崎県公共事業情報サービスに掲載する宮崎県企業局建設工事等電子見積合わせ心得（別紙 2）を見積合わせ参加者に確認させるものとする。

- 4 会計規程第 128 条に規定する見積書は、見積合わせに参加しようとする者が、電子入札システムを使用して見積金額その他所定の情報を登録することにより提出する見積書（別記様式第 18 号）とする。
- 5 会計規程第 126 条に規定する予定価格については、開札の前に予定価格調書を開封して電子入札システムに登録するものとする。
- 6 第 6 条第 2 項、第 10 条（第 1 項を除く。）、第 12 条から第 15 条まで、第 16 条（第 1 項(1)、(2)を除く）、第 17 条、第 18 条（第 2 項を除く。）、第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定は、随意契約による場合において準用する。なお、この場合において、別表の左欄に掲げる条項の当該中欄に掲げる字句は当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（不落随契）

第 24 条 第 17 条に規定する再度の入札において落札者となるべき者がおらず、再度の入札に参加した者に見積もりを依頼する場合にあつては、前条第 1 項の規定にかかわらず、前条第 7 項の規定により読み替えて適用する第 17 条に規定する再度見積合わせの例により見積合わせを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 6 日 911-1902）

この要領は、平成 26 年 2 月 6 日から施行し、この要領による改正後の規定は、施行日以降に実施する平成 26 年度以降の契約に係る入札及び見積合わせについて適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 19 日 911-1710）

この要領は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	指名競争入札	見積合わせ
	当該指名業者	当該見積合わせ参加者
	指名通知	見積依頼書
第10条	入札書	見積書（別記様式第18号）
	第3条に規定する公告又は第4条に規定する通知	見積依頼書
	入札書受付確認通知書（別記様式第6号）	見積書受付確認通知書（別記様式第19号）
	入札書受付締切通知書（別記様式第7号）	見積書受付締切通知書（別記様式第20号）
第12条	書面による入札	書面による見積合わせ
	入札書	見積書
	紙入札	紙見積合わせ
	会計規程第113条	会計規程第128条
第13条	入札の辞退	見積合わせの辞退
	入札参加者	見積合わせ参加者
	入札書	見積書
	当該入札	当該見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	入札無効	見積無効
第15条	紙入札	紙見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	入札書	見積書
	入札金額	見積金額
	入札事務	契約事務
第16条	入札書	見積書
	入札の執行	見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	指名競争入札	見積合わせ
	入札通知書	見積依頼書
	入札の執行取消	見積合わせの取消
第17条	再度の入札	再度の見積合わせ
	行うものとする	行うことができる
	予定価格を入札前に公表しない場合において、開札の結果	見積金額が予定価格を超過したことにより
	落札者	随意契約の相手方
	入札	見積合わせ
	再入札通知書（別記様式第11号）	再見積依頼書（別記様式第21号）
	入札参加者	見積合わせ参加者
	再入札書（別記様式第12号）	再見積書（別記様式第22号）
	1回	制限なし
第18条	落札者	契約の相手方
	落札決定通知書（別記様式第13号）	随意契約決定通知書（別記様式第23号）
第19条	落札となるべき同価の入札	契約の相手となるべき同価の見積
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の9（令第167条	くじ

	の13において準用する場合を含む。)に規定するくじ	
第20条	入札の経過	見積合わせの経過
	入札書	見積書
第22条	入札の効力	見積合わせの効力
	会計規程第115条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札	次の各号のいずれかに該当する見積合わせ
	入札	見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	紙入札	紙見積合わせ
	電子入札	電子見積合わせ

別紙1 (入札用)

宮崎県企業局建設工事等電子入札心得

第1 目的

この心得は、宮崎県企業局が宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号）及び宮崎県電子入札運用基準（平成17年12月1日県土整備部管理課定め）並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、宮崎県企業局の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び同施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 入札の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、宮崎県の建設工事等に係る入札参加資格の認定を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、宮崎県に当該ICカードを登録しておかなければな

らない。

第5 入札書の提出

- 1 入札に係る手続は、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリ等による入札書の提出は認めない。
- 2 入札書の提出期限までに、宮崎県企業局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理しない。
- 3 企業局電子入札実施要領（平成20年4月1日局長決裁）第8条第4項各号又は宮崎県電子入札運用基準第5の3各号のいずれかに該当する場合は、宮崎県企業局に書面による入札（以下「紙入札」という。）に関する承諾（移行）願いを提出し、宮崎県企業局の承諾を得たときは、紙入札をすることができる。なお、この場合、入札書は封書にしたものを持参により提出する。

第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、入札書とともに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札の場合にあっては、入札書に同封して提出するものとする。

第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の100分の5以上とする。ただし、企業局会計規程第88条第2項の規定に該当する場合は免除する。

第8 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- 3 入札締切り予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

- 1 宮崎県企業局が、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困

難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札方式（以下「紙入札」という。）に変更することがある。

- 2 入札参加者が、第2及び第3の規定に抵触したとき等、宮崎県企業局が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により宮崎県企業局が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

第11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を電子入札システムにより入札参加者に明らかにするものとする。

第12 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 談合その他不正の行為があった入札
- (7) 入札の際に工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書に不備がある入札
- (8) 工事費内訳書の作成において不正があった入札
- (9) 有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (10) 発注機関の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (11) 電子入札と紙入札の双方を行った場合

第13 失格

最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回ることとなる価格で入札をした者は失格とする。

第14 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。
 - (1) 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）にあつては、入札公告に定めるところによる。
 - (2) 指名競争入札にあつては、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（第13の規定により失格とな

った者を除く。)を落札者とするを原則とする。なお、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2人以上あるときは、その入札参加者が入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づき電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を入札書に記載すること。

第15 再度入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は1回限りとし、入札回数は初回を含めて2回までとする。なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。
- 2 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が失格又は無効となった者並びに低入価格調査を受けることを辞退した者は、再度の入札に参加できないものとする。

別紙 2 (随意契約用)

宮崎県企業局建設工事等電子見積合わせ心得

第 1 目的

この心得は、宮崎県企業局が宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う随意契約の見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第 2 法令等の遵守

- 1 見積参加者は、地方自治法、同施行令、企業局会計規程及び宮崎県電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 見積参加者は、見積りに際しては、宮崎県企業局の指示に従い、円滑な見積合わせに協力し、正常な見積合わせの執行を妨げたり、他の見積参加者の見積を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい見積参加者として見積合わせに臨まなければならない。
- 3 見積参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、見積書を提出しなければならない。

第 3 公正な入札の確保

- 1 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、刑法並びに電子署名及び認証業務に関する法律及び同施行規則（以下「電子署名法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は、見積りにあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

第 4 見積の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、代表者又は当該代表者から見積に関する権限の委任を受けた者とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、宮崎県にICカードを登録しておかななければならない。

第 5 見積書の提出

- 1 この見積合わせは、見積書の提出及び届出等を電子入札システムを使用して行う案件を対象とする。
なお、電子入札システムを使用できない者は、発注機関の承諾を得て紙見積合わせ

方式に代えるものとする。紙見積合わせの承諾に関しては、発注機関に承諾（移行）願を提出するものとする。

- 2 見積書は、電子入札システムを使用して提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる提出は認めない。ただし、1により承諾を得た場合には、持参により見積書を提出することができる。
- 3 見積書の提出期限までに、見積合わせ入札の発注機関において使用する電子計算機に備えられたファイルに見積金額その他所定の情報が記載されない見積書は、受理しない。

第6 見積書の提出辞退

- 1 見積参加者は、見積書の提出を希望しない場合は、見積書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 見積参加者は、見積書の提出を辞退する場合は、見積書の提出期間中にシステムを使用して辞退届を提出するものとする。
- 3 見積締切り予定時間を過ぎても見積書が電子入札システムに到達していない場合は、当該見積参加者が見積書の提出を辞退したものとみなす。
- 4 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

第7 見積書の書換等の禁止

見積参加者は、電子入札システムを使用して提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。見積金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として見積価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第8 見積合わせ方式の変更及び見積合わせの取りやめ等

- 1 宮崎県企業局が、やむを得ない事由により電子入札システムを使用した見積合わせの続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた見積合わせ方式（以下「紙見積合わせ」という。）に変更することがある。
- 2 見積参加者が、第2及び第3の規定に抵触したときなど、宮崎県企業局が必要と認めるときは、見積合わせの執行を延期し、当該見積合わせに関する調査を行うことがある。調査の結果、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積合わせの執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により宮崎県企業局が調査を行うときは、見積参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 見積合わせ執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

第9 見積合わせの効力

次の各号のいずれかに該当する見積合わせは、無効とする。

- (1) 同一人が同一事項についてした二以上の見積合わせ

- (2) 二人以上の者から委任を受けた者が行った見積合わせ
- (3) 見積書の表記金額を訂正した見積合わせ
- (4) 見積書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な見積合わせ
- (5) 談合その他不正の行為があった見積合わせ
- (6) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が見積合わせをした場合
- (7) 発注機関の承諾を得ず又は指示によらずに紙見積合わせをした場合
- (8) 電子見積合わせと紙見積合わせの双方を行った場合
- (9) 見積書の表記金額が予定価格に対し過度に低廉な価格であり、品質確保等の観点から問題があると発注機関が判断した場合

第 10 随意契約の相手方の決定方法等

- 1 随意契約の相手方の決定方法は、地方自治法第 234 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で見積書の提出をした者を随意契約の相手方とすることを原則とする。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって見積価格とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を見積書に記載すること。
- 3 随意契約の相手方となるべき最低の価格での見積合わせをした者が 2 人以上あるときは、その見積参加者が見積合わせと同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、くじシステムにより随意契約の相手方を決定する。

第 11 見積合わせ回数

- 1 見積合わせの回数は、限度なしとする。
- 2 初回の見積合わせに参加しなかった者又は見積合わせが無効となった者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。

別記

様式第1号（第4条関係）

指名競争入札通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】

（ 【 発注機関名称 】 ）

企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について指名競争入札に付することにしましたので、関係規程及び入札条件に従い入札に参加してください。

※必ず入札条件URLを参照すること。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
実施場所 : 【 】
(入札条件) : 【入札条件URL】
入札書比較価格 : 【 】 円
入札保証金 : 有/無
入札書受付開始日時 : 【 年 月 日 時 分】
入札書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開札予定日時 : 【 年 月 日 時 分】
最低制限価格の有無 : 有/無
工事費内訳書提出の有無 : 有/無
配置予定技術者報告の有無 : 有/無
再入札 : 有/無

その他の条件 :

【 発注番号 】

様式第3号（第8条関係）

入札参加届出書受付書（入札参加資格確認申請書受付通知書）

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を受け付けました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】

受付日時 : 【 年 月 日 時 分】

【 発注番号 】

様式第4号（第8条関係）

入札参加届出書受理通知書（入札参加資格確認結果通知書）

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

先に申請のあった下記の調達案件に係る入札参加資格について、確認したので通知します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
公告日 : 【 年 月 日】

入札書受付開始日時 : 【 年 月 日 時 分】
入札書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開札予定日時 : 【 年 月 日 時 分】
入札参加資格の有無 : 有／無
入札保証金 : 有／無

その他の条件 : 【 】
理由（資格なしの場合） : 【 】

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、【 年 月 日】までに発注機関へその旨を記載した書面を提出してください。

【 発注番号 】

様式第5号（第10条関係）

入 札 書

【 年 月 日】

【発注者名 】 殿
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】
連絡先住所 : 【 】
連絡先電話番号 : 【 】
連絡先 e-mail:【 】

下記の調達案件について、入札金額に100分の110を乗じて得た金額をもって契約したいので、関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
締切日時 : 【 年 月 日 時 分】

入札金額 : 【 】 円
くじ番号 : 【 】

添付資料 : 【工事費内訳書等】

【 発注番号 】

様式第6号（第10条関係）

入札書受付確認通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、入札書を受け付けました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札執行回数 : 【 】回目
受付日時 : 【 年 月 日 時 分】
工事費内訳書提出の有無 : 有／無
配置予定技術者報告の有無 : 有／無
再入札 : 有／無

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第7号（第10条関係）

入札書受付締切通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、入札書及び辞退届の受付を締め切りました。
記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札執行回数 : 【 】 回目
入札書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開札予定日時 : 【 年 月 日 時 分】

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第8号（第13条、第23条関係）

辞 退 届

【 年 月 日】

【 発注者名 】 殿
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業ID : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】
連絡先住所 : 【 】
連絡先電話番号 : 【 】
連絡先 e-mail : 【 】

下記の調達案件の入札（見積合わせ）を、都合により辞退します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札（見積合わせ）執行回数 : 【 】回目
開札（開封）予定年月日 : 【 年 月 日 時 分】
締切日時 : 【 年 月 日 時 分】

※この届は、入札書（見積書）受付締切日時までに発注機関に送信してください。

【 発注番号 】

様式第8号の2（第13条、第23条関係）

辞 退 届

入札（見積合わせ）に付する工事（委託業務）

工事名称（委託の内容）

	市	町		
工事場所（委託の場所）		大字	字	番地
	郡	村		

上記工事（委託業務）について入札に指名（見積合わせ依頼）されましたが、都合により入札（見積合わせ）を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(契約担当者) 殿

様式第9号（第13条関係）

辞退届受付確認通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、辞退届を受け付けました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
受付日時 : 【 年 月 日 時 分】

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

中止通知書

【 年 月 日】
【 発注者名 】
（【発注機関名称】）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の案件について、中止となる旨通知致します。

記

調達案件番号 : 【 】

調達案件名称 : 【 】

入札（見積合わせ）執行回数 : 【 】回目

理由 :

注）特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 10-2 号（第 16 条、第 23 条関係）

入札（見積合わせ）執行取消通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、入札（見積合わせ）の執行を取り消します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札（見積合わせ）執行回数 : 【 】 回目

理由 :

注）特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

再入札通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、開札の結果落札者がいなかったため、再度の入札を行います。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札執行回数 : 【 】 回目
再入札書受付開始日時 : 【 年 月 日 時 分】
再入札書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
再開札予定日時 : 【 年 月 日 時 分】
前回入札の結果 : 最低の入札金額 【 】 円 (税抜)

備考 :

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。
注) 最低の入札金額は、最低制限価格以上の範囲内で最低のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 12 号 (第 17 条関係)

再 入 札 書

【 年 月 日】

【 発注者名 】 殿
(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】
連絡先住所 : 【 】
連絡先電話番号 : 【 】
連絡先 e-mail : 【 】

下記の調達案件について、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額をもって契約したいので、関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
締切日時 : 【 年 月 日 時 分】

入札金額 : 【 】 円
くじ番号 : 【 】

【 発注番号 】

様式第 13 号（第 18 条関係）

落札決定通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】

（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
開札日時 : 【 年 月 日 時 分】
入札金額 : 【 】 円（税抜）
落札者
 商号又は名称 : 【 】
 代表者氏名 : 【 】

注）特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 14 号（第 18 条関係）

落札決定保留通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、落札者の決定を保留します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
入札（見積合わせ）執行回数 : 【 】 回目

理由 :

注）特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 15 号 (第 20 条、第 23 条関係)

開札承認結果

案件名 :

調達案件番号 : [] 工事番号 : []
調達案件名称 : []
工事または案件内容 : []
業種区分 : [] 入札方式 : []
公告日/公示日等 : [. .] 入札説明請求期限 : [. .]
指名等結果通知書発行日時 : [. . (:) ~ . . (:)]
入札書受付予定日時 : [. . (:) ~ . . (:)]
開札予定日時 : [. . (:)]
政府調達案件 (WTO) : 該当/非該当 VE 提案書 : 有/無
電子くじ : 該当/非該当
入札書比較価格 : [] 円
最低制限価格 : [] 円

第一回入札

No	入札企業名	入札金額	入札書比較 価格以下	基準価格 以上	調査 実施	落札	摘要
1							
2							
3							

第二回入札

No	入札企業名	入札金額	入札書比較 価格以下	基準価格 以上	調査 実施	落札	摘要
1							
2							
3							

開札結果
理由

執行担当署名者

署名日時

	年 月 日 時 分
--	-----------

立会者

--

低入札価格調査書類提出依頼書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、低入札価格調査を行いますので、入札公告に示された提出期限までに、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領に従い、低入札価格調査書類を提出してください。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】

- 注 1) 低入札価格調査書類は、発注機関に持参し提出してください。
- 注 2) 低入札価格調査書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認められません。
- 注 3) 低入札価格調査を辞退する場合は、入札公告に定められた低入札価格調査書類の提出期限までに低入札価格調査辞退届（宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（様式第 1 号））を発注機関に持参し提出してください。
- 注 4) 低入札価格調査書類の提出期限までに提出がない場合も辞退したとみなします。
- 注 5) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 17 号 (第 23 条関係)

見積依頼書

【 年 月 日】

【 発注者名 】

(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、随意契約を行いたいので、関係規程及び見積条件に従い、
見積書を提出してください。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
(見積条件) : 【入札条件URL】
見積合わせ回数 : 【 】 回目
見積書受付開始日時 : 【 年 月 日 時 分】
見積書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開封予定日時 : 【 年 月 日 時 分】

その他の条件 : 【 】

【 発注番号 】

見 積 書

【 年 月 日】

【 発注者名 】 殿
(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】
連絡先住所 : 【 】
連絡先電話番号 : 【 】
連絡先 e-mail : 【 】

下記の調達案件について、見積金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額をもって契約したいので、関係規程及び設計書、仕様書並びに指示事項を承知して見積もりします。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
見積執行回数 : 【 】 回目
締切日時 : 【 年 月 日 時 分】

見積金額 : 【 】 円
くじ番号 : 【 】

【 発注番号 】

様式第 19 号 (第 23 条関係)

見積書受付確認通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、見積書を受け付けました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
見積合わせ回数 : 【 】 回目

受付日時 : 【 年 月 日 時 分】

【 発注番号 】

様式第 20 号（第 23 条関係）

見積書受付締切通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】

（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、見積書の受付を締め切りました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
見積合わせ回数 : 【 】 回目
見積書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開封予定日時 : 【 年 月 日 時 分】

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

再見積依頼書

【 年 月 日】

【 発注者名 】

（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、提出された見積金額が入札書比較価格を超過しました。
については再度見積書を提出してください。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
見積合わせ回数 : 【 】回目
再見積書受付開始日時 : 【 年 月 日 時 分】
再見積書受付締切日時 : 【 年 月 日 時 分】
開封予定日時 : 【 年 月 日 時 分】
前回見積（合わせ）の結果：最低の見積金額 【 】 円（税抜）

備考 :

注) 特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】

様式第 22 号 (第 23 条関係)

再 見 積 書

【 年 月 日】

【 発注者名 】 殿
(【 発注機関名称 】)

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】
連絡先住所 : 【 】
連絡先電話番号 : 【 】
連絡先 e-mail : 【 】

下記の調達案件について、見積金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額をもって契約したいので、関係規程及び設計書、仕様書並びに指示事項を承知して見積します。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】
実施場所 : 【 】
見積執行回数 : 【 】回目

見積金額 : 【 】 円
くじ番号 : 【 】

【 発注番号 】

随意契約決定通知書

【 年 月 日】

【 発注者名 】
（ 【 発注機関名称 】 ）

共同企業体名称 : 【 】
企業 I D : 【 】
商号又は名称 : 【 】
代表者氏名 : 【 】 様

下記の調達案件について、随意契約の相手方を決定しました。

記

調達案件番号 : 【 】
調達案件名称 : 【 】

開封日時 : 【 年 月 日 時 分】
見積合わせ回数 : 【 】回
決定金額 : 【 】円（税抜）
契約の相手方
 商号又は名称 : 【 】
 代表者氏名 : 【 】

注）特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

【 発注番号 】